

経営会議の内容

件 名	大和市国民健康保険条例第 8 条（出産育児一時金）の支給額の改正について
所 管 部	市民経済部
日時・場所	平成 23 年 1 月 20 日（木） 10：55 ～ 11：10 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、副市長、教育長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、保険年金課長、総合政策課長、秘書総務課長、総合政策課総合政策担当係長、
提 出 理 由	出産育児一時金支給額の条例を改正し恒久措置とすることについて、国民健康保険運営協議会に諮問するため
会議経過	【主な意見等】 ・平成 24 年度以降、国庫補助が廃止された場合の財源内訳はどうか。 （所管部）国庫補助の廃止については、現在国において検討中であり、仮に国庫補助が廃止された場合の財源内訳については、一般財源で 3 分 2、保険税で 3 分 1 となる。
会議結果	案のとおり、進めていく。